

## 意見書第 100 号

### 認知症の方も家族も安心できる社会の構築を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により議会の議決を求めます。

令和5年(2023年)3月10日提出

提出者	枚方市議会議員	八尾善之
		鍛冶谷知宏
		堤幸子
		加藤治
		岡市栄次郎
		一原明美
		丹生真人

#### 〈提案理由〉

認知症の方も家族も安心できる社会の構築を求めるため。

## 認知症の方も家族も安心できる社会の構築を求める意見書

現在、我が国における認知症の方の数は、推計値で約600万人を超え、今後も高齢化率の上昇に伴う増加が見込まれており、将来を見据えた備えの拡充が求められています。

こうした中、認知症の方への介護や医療の分野においては、認知症に対する知識、経験が蓄積され、また症状を進行させる要因が解明されるなど、大きな進展が見られています。

地域や家庭においては、家族をはじめとした周囲の人々の認知症に対する正しい知識と理解の下、認知症の方の日常生活と尊厳が守られるよう、認知症との共生型社会への転換に向けた取組が必要です。

よって、国会及び政府は、認知症の方も家族も安心して暮らせる地域の構築のため、また認知症の方や家族の困難を最小限に抑えるため、下記の措置を講じるよう強く求めます。

### 記

1. 症状の初期段階から家族や周囲の人々が認知症の方に適切に対応するための認知症サポーター等の育成促進や、身近な薬局や介護施設等における相談窓口の開設を支援すること。
2. 認知症の重症化抑制や認知機能維持のため、当事者や家族との連携を重視しながら、薬や対処法等の研究開発体制を強化すること。
3. 低所得者や圏域外の人々も含めた認知症グループホームへの入所の仕組みづくりなど、認知症の方と家族に寄り添う制度を整備すること。
4. 認知症のリスク低減につながる生活習慣や栄養補給など、国民の日常のサポートと、認知症の予防に関する知識や情報を提供する体制を整備すること。
5. 認知症に対する施策を国と地域が一体となって総合的かつ総体的に推進するため、(仮称)認知症基本法を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議員 木村 亮 太

〈提出先〉

衆議院議長

参議院議長

厚生労働大臣

意見書第 101 号

アスベスト被害を抑える対策の強化を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により議会の議決を求めます。

令和5年(2023年)3月10日提出

提出者	枚方市議会議員	八尾善之
		鍛冶谷知宏
		堤幸子
		加藤治
		岡市栄次郎
		一原明美
		丹生真人

〈提案理由〉

アスベスト被害を抑える対策の強化を求めるため。

## アスベスト被害を抑える対策の強化を求める意見書

現在、アスベスト（石綿）を原因とする健康被害については、労働者災害補償保険制度（労災保険制度）による補償や、石綿健康被害救済制度及び建設アスベスト給付金制度による給付金等の支給対象となっています。しかし、アスベストによる健康被害は今も拡大し続けており、当事者からは、一日も早い治療方法の確立が求められています。

また、我が国におけるアスベスト含有建材使用のピーク時から約50年が経過し、当時建築されたビルや家屋が老朽化による解体時期を迎えることから、今後もさらに被害が発生し続けることが予想されています。

よって、政府は、アスベストによる健康被害を受けた方々へ一日も早い治療方法の確立と、アスベスト被害の発生防止に向け、下記の措置を講じるよう強く求めます。

### 記

1. アスベストによる健康被害について、効果のある治療方法やその進行抑制に係る研究、開発を促進し、そのための安定的な予算を確保すること。
2. 地域の建築物におけるアスベスト含有建材の使用に係る事前調査と解体、処分までの追跡調査を強化すること。
3. 改正大気汚染防止法の施行により義務づけられた建築物解体などに伴う石綿飛散防止対策について、実施状況調査を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 木村 亮 太

〈提出先〉

厚生労働大臣

国土交通大臣

環境大臣

意見書第 102 号

新型コロナウイルス感染症の後遺症を発症された方々の  
日常を守る取組の強化を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により議会の議決を求めます。

令和5年(2023年)3月10日提出

提出者	枚方市議会議員	八尾善之
		鍛冶谷知宏
		堤幸子
		加藤治
		岡市栄次郎
		一原明美
		丹生真人

〈提案理由〉

新型コロナウイルス感染症の後遺症を発症された方々の日常を守る取組の強化を求めるため。

## 新型コロナウイルス感染症の後遺症を発症された方々の 日常を守る取組の強化を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の罹患者の中で、疲労感、倦怠感などの罹患後症状、いわゆる後遺症を訴える方が増えています。これらの症状のほか実際に、呼吸困難、集中力、記憶力の低下、睡眠障害など、仕事や学業の継続が困難になる方も多いとされています。

後遺症は社会生活上、非常に影響が大きく、例えば、子どもの場合は自分から症状を訴えることが難しいため、怠けていると捉えられてしまうおそれもあります。

感染拡大から3年が経過する中、今年の5月8日から、感染法上の分類を2類から5類へ引き下げるなど、新型コロナウイルス感染症への向き合い方も変化する中で、後遺症に悩み生活に大きな影響を受けている方々の治療方法等の確立は大変重要な課題となっています。

よって、政府は、新型コロナウイルス感染症の後遺症を発症された方々に寄り添い、一人一人の日常を守るため、下記の措置を講じるよう強く求めます。

### 記

1. 新型コロナウイルス感染症の後遺症の発症状況について、非常に近い症状の筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群との関連も含めた実態調査を推進すること。
2. 一部医療機関で実施されているBスポット療法（上咽頭擦過療法、EAT）等の検証を進めるとともに、当該療法を標準化し、後遺症に対応できる医療機関や相談窓口を拡充すること。
3. 自己免疫疾患との関連など、新型コロナウイルス感染症による後遺症の原因究明と新たな治療方法の確立に向けた研究予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 木村 亮 太

〈提出先〉

厚生労働大臣

財務大臣

## 意見書第 103 号

### 地域のグリーントランスフォーメーション（GX）の促進を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により議会の議決を求めます。

令和5年(2023年)3月10日提出

提出者	枚方市議会議員	八尾善之
		鍛冶谷知宏
		堤幸子
		加藤治
		岡市栄次郎
		一原明美
		丹生真人

〈提案理由〉

地域のグリーントランスフォーメーション（GX）の促進を求めるため。

## 地域のグリーントランスフォーメーション（GX）の促進を求める意見書

気候変動への対応は、今や人類共通の課題として世界的に認識され、脱炭素化への機運が高まる中、我が国も、2030年度に温室効果ガスを2013年度比で46%削減し、2050年にカーボンニュートラルを実現することを目標として掲げています。

これらの目標を達成するためには、需要サイドにおける徹底した省エネや循環経済の構築とともに、供給サイドにおける再エネ等の普及拡大による地域のグリーントランスフォーメーション（GX）への取組が必要です。

よって、政府は、新しい経済成長を実現するため、下記の措置を講じるよう強く求めます。

### 記

1. 各家庭の省エネ促進に向けて、関係省庁で連携し、住宅の省エネ化や、太陽光発電と蓄電池を組み合わせた電力の自給自足への支援を強化すること。
  2. 天候によって出力が変動するという再生可能エネルギーの特性を補うため、蓄電池の大容量化、低コスト化とともに、余剰電気を水素で蓄えること等を可能とする研究開発を加速すること。
  3. 家庭向けのヒートポンプ給湯器や家庭用燃料電池など及び産業向けの産業用ヒートポンプやコージェネレーションなど、熱需要の脱炭素化や熱の有効利用に向けた設備等の導入を促進すること。
  4. 2030年代後半に想定される太陽光パネルの大量廃棄に備えて、廃棄・再生施設整備への投資促進や、太陽光発電施設の維持管理や更新など、再生可能エネルギーによる電力供給量を確保するための制度的措置を検討すること。
  5. 電力の広域系統整備には莫大な資金が必要となるため、資金調達等が可能となる環境を整備し、さらにより効率的な送電システム整備への技術開発を強化すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 木村 亮 太

〈提出先〉

経済産業大臣

国土交通大臣

環境大臣

意見書第 104 号

選択的夫婦別姓制度の導入に向けて民法の改正を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により議会の議決を求めます。

令和5年(2023年)3月10日提出

提出者 枚方市議会議員 奥野美佳  
野村生代  
番匠映仁

〈提案理由〉

選択的夫婦別姓制度の導入に向けて民法の改正を求めるため。

## 選択的夫婦別姓制度の導入に向けて民法の改正を求める意見書

近年、結婚するときに夫婦の名字を同じにするかどうかを選べるようにする選択的夫婦別姓制度の導入について、認めてよいと考える人が増えています。

「同じ名字か、別の名字か、選べるようにするべきだ」と考える人は、2021年に公表されたNHKの調査によれば56.9%に上り、15年の調査より11ポイント増え、過半数を超えました。その理由を尋ねると、「個人の意志を尊重すべきだから」が56.8%、「女性が名字を変えるケースが多く、不平等だから」は17.5%となりました。社会の考え方や価値観が確実に変化しています。

政府によると、法律で夫婦同姓を義務づけている国は日本だけであるにもかかわらず、1996年に法制審議会が選択的夫婦別氏制度の導入を含む民法改正を答申してから26年、いまだに法改正の見通しは立っていません。

最高裁判所は、2015年12月の判決に続き2021年6月の決定で、夫婦同氏規定を合憲とする一方で、「夫婦の氏についてどのような制度を採るのが立法政策として相当かという問題と、夫婦同氏制を定める現行法の規定が憲法24条に違反して無効であるか否かという憲法適合性の審査の問題とは、次元を異にするものである」とも指摘し、「この種の制度の在り方は、平成27年大法廷判決の指摘するとおり、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならないというべきである」としました。最高裁が2度にわたり、国会での議論を求めていることを重く受け止めるべきです。

家族の多様化が進む中、旧姓を通称で使用する人や事実婚を選択するカップルも少なくありません。また、改姓によって、築き上げたキャリアに分断が生じる例や結婚を諦める例など、不利益を被る人もいることから、最高裁判決・決定の趣旨を踏まえ、適切な選択的夫婦別姓制度を用意することが国会及び政府の責務です。

よって、国会及び政府は、選択的夫婦別姓制度の導入に向け、民法を改正するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 木村 亮 太

〈提出先〉

衆議院議長

参議院議長

法務大臣

男女共同参画担当大臣

意見書第 105 号

性犯罪の被害の実態を踏まえた刑法改正を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により議会の議決を求めます。

令和5年(2023年)3月10日提出

提出者 枚方市議会議員 奥野美佳  
野村生代  
番匠映仁

〈提案理由〉

性犯罪の被害の実態を踏まえた刑法改正を求めるため。

## 性犯罪の被害の実態を踏まえた刑法改正を求める意見書

刑法は2017年に改正され、性犯罪が厳罰化されましたが、性暴力事件をめぐり2019年3月、福岡、静岡、名古屋の地方裁判所で4件の無罪判決が相次いだことからこれに抗議するフラワーデモなどが全国に広がり、被害当事者や支援団体は、同意のない性的行為を処罰する不同意性交罪等の創設などを訴え続けてきました。

政府は、2017年刑法改正法の3年後の見直し規定も踏まえ、2020年4月から法務省の検討会で、2021年10月からは法制審議会の刑事法部会で議論を開始し、検討を進めてきました。性犯罪規定を見直す刑法改正案等は、2023年に国会で審議されます。

現行の刑法では判例上、同意のない性交でも被害者の抗拒を著しく困難にさせるほどの暴行・脅迫があった場合に、強制性交等罪が成立するとされています。このため、今回の政府案では、その成立要件を刑法で明確化して、暴行・脅迫に加え、アルコール・薬物、恐怖・驚愕、地位の利用など8項目の手段や状態を例示した上で、被害者が同意しない意思を示すのが困難だった場合に、罪が成立すると見直しています。

しかし、被害者が訴えているのは、抵抗や意思表示の困難要件を問うことなく、意思に反する性的行為を全て性暴力として処罰する制度の実現です。政府案では結局、被害者が不同意の意思を示すのがどれほど困難であったのかの立証を求められる懸念は今と変わらないと強く反発しています。

また、政府案は、性交同意年齢を13歳から16歳未満に引き上げ、13歳以上16歳未満の者に対する性的行為については5歳の年齢差要件と、「対処能力が不十分であることに乗じて」との要件も加えています。対処能力要件は、犯罪にならない場合を想定するもので、子どもの保護の観点から容認できないとの声が広がっています。

よって、国会及び政府は、性犯罪の被害の実態を踏まえ、被害者に寄り添った抜本的な刑法改正を行うよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議員 木村 亮 太

〈提出先〉

衆議院議長

参議院議長

法務大臣

意見書第 106 号

出入国管理及び難民認定法の抜本的見直し等を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により議会の議決を求めます。

令和5年(2023年)3月10日提出

提出者 枚方市議会議員 奥野美佳  
野村生代  
番匠映仁

〈提案理由〉

出入国管理及び難民認定法の抜本的見直し等を求めるため。

## 出入国管理及び難民認定法の抜本的見直し等を求める意見書

入管収容施設では、医療放置に起因すると見られる死亡事案が幾度も発生しており、再発防止策も論じられてきましたが、スリランカ人のウィッシュマ・サンダマリさんが2021年3月、名古屋出入国在留管理局の収容施設において亡くなりました。

政府が2021年2月に提出した入管法改正案は、こうした入管行政への不信も重なり、廃案となりました。国会審議では、同法案が不法残留する外国人を迅速に送還して長期収容の解消を図るとして、難民認定申請の回数を2回までに制限することや、懲役1年以下の罰則をつけて退去命令制度を創設すること、収容に代わる監理措置を導入することなど、多くの問題点や課題が厳しく指摘されました。

日本の難民認定率は、ほかの先進諸国と比較するとかけ離れて低く、国際連合などから深刻な懸念が示されています。また、出入国在留管理庁が在留資格のない外国人について司法審査を経ずに期間や回数の制限なく拘束することは国際法違反となる恣意的拘禁に当たり、人権侵害であるとの批判を受けていることから、現行の難民認定制度や収容・送還制度を抜本的に見直すことが急務となっています。

よって、国会及び政府は、多文化共生の取組を進めるため、下記の措置を講じるよう強く求めます。

### 記

1. ウィッシュマ・サンダマリさんの死因の究明と再発防止のため直ちに全ての情報を公開するとともに、入管行政の信頼回復のため抜本的な改革を行うこと。
2. 政府、出入国在留管理庁から独立した第三者機関を設立して、難民や補完的保護対象者等を適切に保護できる、新たな難民認定・保護制度を早急に確立すること。
3. 入管収容施設への収容について、司法審査を導入し裁判官が発行する許可状によって行うことや、期間や回数に上限を設ける法改正を早急に行うこと。
4. 政府が提案する難民認定申請の回数制限や、退去命令違反に対する罰則の創設は、難民の地位に関する条約に規定された原則に反するため、削除、撤回すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議員 木村 亮 太

〈提出先〉

衆議院議長

参議院議長

法務大臣

意見書第 107 号

被収容者等の処遇改善と人権擁護を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により議会の議決を求めます。

令和5年(2023年)3月10日提出

提出者 枚方市議会議員 奥野美佳  
野村生代  
番匠映仁

〈提案理由〉

被収容者等の処遇改善と人権擁護を求めるため。

## 被収容者等の処遇改善と人権擁護を求める意見書

近年、刑務所や拘置所、入管収容施設、留置施設などにおいて、被収容者などの人権がないがしろにされる事件が後を絶ちません。

名古屋刑務所では、大規模で長期間にわたる暴行が繰り返されていたことが2022年12月に発覚しました。同刑務所は、2001年に消防用高圧ホースで放水を浴びせて1人の受刑者を死亡させ、2002年には革手錠つきのベルトで締め上げて2人の受刑者を死傷させる事件を起こしました。これらの事件を契機に、監獄法に代わる刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律が制定された経緯があります。しかし、事件の教訓も法改正の効果もなく、20年を経て再び暴行事件が発覚したことは、あまりに深刻な事態です。

また、入管収容施設では2021年3月、スリランカ人のウィシュマ・サンダマリさんが名古屋出入国在留管理局の収容施設で亡くなる事案が発生しました。名古屋第一検察審査会は2022年12月、不起訴となった同局の当時の局長らについて、業務上過失致死の再検討が相当として不起訴不当と議決しました。再捜査を行う名古屋地検には、関係する入管職員らの過失の有無等の徹底説明が求められています。

国は、遺族が国に損害賠償を求めた民事訴訟で名古屋地裁の勧告を受け、ウィシュマさんが監視カメラに映った約295時間分のビデオ映像のうち約5時間分を証拠として提出しましたが、全編を一刻も早く公開することが真相究明の第一歩です。

さらに留置施設でも、愛知県警岡崎警察署で2022年12月、勾留されていた男性が戒具を140時間以上も使用された上、保護室で裸の状態での死亡した事件が発生しました。また同月、大阪府警浪速警察署でも同様の事案が起きました。医療の整っていない留置施設に被疑者を勾留する危険性が改めて明らかになりました。

よって、国会及び政府は、これら事件の徹底した真相究明とともに、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律や出入国管理及び難民認定法などを抜本的に見直し、国際基準に合致した人権擁護と処遇改善を早急に行うよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議員 木村 亮 太

〈提出先〉

衆議院議長

参議院議長

法務大臣

意見書第 108 号

性的指向、性自認に関する差別の解消を実現するための  
法整備及び環境整備を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により議会の議決を求めます。

令和5年(2023年)3月10日提出

提出者	枚方市議会議員	奥野美佳
		野村生代
		番匠映仁
		堤幸子
		広瀬ひとみ
		野口光男
		松岡ちひろ

〈提案理由〉

性的指向、性自認に関する差別の解消を実現するための法整備及び環境整備を求めるため。

**性的指向、性自認に関する差別の解消を実現するための  
法整備及び環境整備を求める意見書**

近年、LGBTQなど性的マイノリティに対する認知が大きく進んでいますが、一方で、日常生活や就職活動を含む職場や学校などの社会生活においては、性的指向、性自認を理由とする差別を受けることが多いため、多くの当事者は依然として本来の自分を隠して生きているのが現状です。

性的マイノリティは、性的指向、性自認をカミングアウトした場合や意図せずに知られた場合に、差別や偏見、ハラスメントにさらされるという困難に直面し、自死のリスクが高いことも指摘されています。また、性の在り方（セクシュアリティ）が本人の同意なく第三者に暴露されるアウティングも大きな問題となっています。さらに、国会議員など公人による差別言動が頻発していることで性的マイノリティの安全が脅かされており、性的指向、性自認を理由とする差別の解消は喫緊の課題です。

海外では、国や地方公共団体、企業等において役職を有する者が性的マイノリティであることを表明したとしても、差別的な扱いを受けることなく、また、同性カップルによる子育ても珍しくなくなりつつあるなど、その者が持つ能力を十分に発揮することが歓迎される社会を既に形成している国も数多くあります。

多様な性の在り方やそれぞれの違いを当然のこととして受け入れ、多様な生き方を認め合う社会を実現することは、一人一人が個性と能力を十分に発揮することができる活力ある社会の形成に寄与するものであり、我が国においても、利用を望む声が多い里親制度を含め、性的マイノリティに関わる各種制度をより適正に充実させていくことが望まれます。

よって、国会及び政府は、性的マイノリティが日常生活や社会生活において、また、同性パートナーと生活を共にする場合にも、差別的な扱いを受けることがないように適切な措置を講じるとともに、社会全体が性の在り方の多様性を受け入れていくことを目指し、性的指向、性自認に関する広く正しい理解の増進や差別の解消、禁止を含む法整備及び環境整備を行うよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 木村 亮 太

〈提出先〉

衆議院議長  
文部科学大臣

参議院議長  
厚生労働大臣

法務大臣

意見書第 109 号

子どものための配置基準引上げによる保育士の  
増員及び保育士等の処遇改善を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により議会の議決を求めます。

令和5年(2023年)3月10日提出

提出者	枚方市議会議員	堤	幸子
		広瀬	ひとみ
		野口	光男
		松岡	ちひろ

〈提案理由〉

子どものための配置基準引上げによる保育士の増員及び保育士等の処遇改善を求めるため。

## 子どものための配置基準引上げによる保育士の 増員及び保育士等の処遇改善を求める意見書

コロナ禍において保育所の重要性はより広く社会に認識されるようになりましたが、感染対策を徹底しながら、子どもの発達を保障し、子育て家庭を支えるためには、現在の基準では保育士の配置は不十分です。子どもの命と安全を守るためにも、保育士の増員が急務となっています。

また、小学校では、コロナ禍を受けて、全学年における少人数学級化が順次実施されており、2021年度の学校基本調査によれば、公立小学校の1学級当たりの平均児童数は、既に22.7人になっています。

一方、小学生よりも若い乳幼児が長時間生活する保育所等の4・5歳児に係る保育士配置基準は、子ども30人に対して保育士1人となっており、この基準が定められて以来70年以上にわたって一度も見直されていないことは、ゆゆしき事態と言わざるを得ません。

国は、2023年4月にこども家庭庁を創設し、これまで以上に子ども関連施策の充実及び推進を目指し、予算も倍増するとしています。それならば、今こそ保育関係予算を大幅に増やし、国の責任において、配置基準を引き上げ保育士の増員を図り、また、保育士等の処遇改善を進めるべきです。

よって、政府は、必要な財源を確保し、下記の措置を講じるよう強く求めます。

### 記

1. 子どものための保育士配置基準引上げによる保育士増員を図ること。
2. 保育に係る公定価格を引き上げ、保育士等の処遇改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 木村 亮 太

〈提出先〉

内閣総理大臣

財 務 大 臣

厚生労働大臣

意見書第 110 号

家族従業者の働き分である自家労賃を認めない  
所得税法第56条の廃止を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により議会の議決を求めます。

令和5年(2023年)3月10日提出

提出者	枚方市議会議員	堤	幸子
		広瀬	ひとみ
		野口	光男
		松岡	ちひろ

〈提案理由〉

家族従業者の働き分である自家労賃を認めない所得税法第56条の廃止を求めるため。

**家族従業者の働き分である自家労賃を認めない  
所得税法第56条の廃止を求める意見書**

我が国では、中小業者である自営業者と共に働く家族従業者の約8割を女性が担っている状況です。しかし、所得税法第56条では、事業主の配偶者とその家族が事業に従事したときの対価の支払いは必要経費に算入しないと規定されており、家族従業者の働き分である自家労賃は事業主の所得に合算されています。そこから控除される金額は、配偶者86万円、その他家族50万円のみで、時給に換算すると最低賃金にも達しない額です。自家労賃が正當に評価されていないため、出産や傷病で休んだ時の公的な休業保障がなく、また、交通事故の際の補償日額において主婦の5,700円に対し家族従業者は2,356円であるなど、様々な不利益を受けています。こうした個人の尊厳を無視した税制と不十分な支援策しかない中、自営業の家族従業者は減少し続け、後継者不足にも拍車をかけています。

家族を家長の所有物のように扱った戦前の家父長制の考えを引き継ぐ所得税法第56条をいまだに放置する日本政府に対し、国連女性差別撤廃委員会が女性の社会的・経済的自立を事実上妨げているとの懸念を示し、2016年に同法同条の見直しを求める勧告を行いました。

世界の主要国は、家族の働き分である自家労賃を必要経費と認めており、我が国でも、各地の税理士会や日本弁護士連合会から同法同条の廃止や見直しを求める意見書が提出されています。さらに、全自治体の3割を超す全国566自治体、このうち大阪では17自治体で同趣旨の意見書が採択されている状況であり、政治と経済分野におけるジェンダー平等が大きく遅れている我が国でも、同法同条の廃止に向けた世論と運動が広がっています。

よって、国会及び政府は、家族従業者の働き分である自家労賃を認めない所得税法第56条を廃止するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 木村 亮 太

〈提出先〉

衆議院議長

参議院議長

財務大臣

厚生労働大臣

男女共同参画担当大臣

意見書第 111 号

敵基地攻撃能力の保有及び防衛費の倍増ではなく  
日本国憲法第9条に基づく平和外交を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により議会の議決を求めます。

令和5年(2023年)3月10日提出

提出者 枚方市議会議員 堤 幸子  
広瀬 ひとみ  
野口 光男  
松岡 ちひろ

〈提案理由〉

敵基地攻撃能力の保有及び防衛費の倍増ではなく日本国憲法第9条に基づく平和外交を求めるため。

**敵基地攻撃能力の保有及び防衛費の倍増ではなく  
日本国憲法第9条に基づく平和外交を求める意見書**

政府は、2022年12月16日、新たな国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画を閣議決定し、敵基地攻撃能力である反撃能力の保有を明記しました。

また、2022年5月31日の参議院予算委員会における当時の岸防衛大臣の答弁では、安全保障関連法制に基づく集団的自衛権の行使として敵基地攻撃を行うことを認めるとしており、日本に対する攻撃がなくても、米国を攻撃する第三国の敵基地への先制攻撃を行うことができることとなります。

これは、日本国憲法第9条の下では、武力の行使が、個別的自衛権の発動要件である外国からの武力攻撃の排除のために必要な最小限度のものに限られ、他国の領域における行使は基本的に許されないとする従来の政府の憲法解釈に反します。また、相手国に直接的な脅威を与える攻撃的兵器の保有は、戦力の保持であることも明らかであり、同条に明確に違反するものです。

さらに、政府は今後、防衛費を5兆円以上も増額し現予算の約2倍にするとしています。その財源を確保するために消費税の増税や社会保障の削減、国債の発行を行うことになれば、さらに国民に負担を強いることになり、国民生活を一層困窮させることとなります。

また、敵基地等への直接攻撃は、当然に相手国の反撃を招いて武力の応酬に発展するものであり、その結果、多大な国民の犠牲と広範な国土の荒廃という戦争の惨禍を再び日本にもたらすことになりかねません。

政府は、武力に依拠するのではなく、日本国憲法が掲げる恒久平和主義、国際協調主義の原理に基づき、国際平和の維持のために最大限の外交努力を尽くすべきです。

よって、国会及び政府は、敵基地攻撃能力の保有及び防衛費の倍増を行うのではなく日本国憲法第9条に基づく平和外交を行うよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 木村 亮 太

〈提出先〉

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

防衛大臣

意見書第 112 号

普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空、水、土の安全保障を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により議会の議決を求めます。

令和5年(2023年)3月10日提出

提出者	枚方市議会議員	堤	幸子
		広瀬	ひとみ
		野口	光男
		松岡	ちひろ

〈提案理由〉

普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空、水、土の安全保障を求めるため。

## 普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空、水、土の安全保障を求める意見書

日本国憲法前文には「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」とあります。

しかし、沖縄県では、米軍機が原因となる落下物事故及び同機低空飛行時の騒音被害が生じており、特に、市の中央に普天間飛行場を抱える宜野湾市で影響が大きく、市民の生命や安全が脅かされるとともに、学童、園児の学びにも影響が出ています。

同市では、2004年8月に沖縄国際大学へ米軍ヘリが墜落した事故、2017年12月には緑ヶ丘保育園、普天間第二小学校で、2021年11月には民家先で米軍機のものと思われる部品等が落下した事故などが相次いでおり、米軍機が普天間飛行場周辺の学校などの上空飛行を避ける場周経路の設定が遵守されていない状況です。

また、同市の水道水や湧き水から有機フッ素化合物であるPFASが検出されており、2022年8月の市民グループによる調査では、普天間第二小学校の土壌から、米国基準値と比較して最大29倍の濃度となるPFASが検出されました。我が国全土にわたって保障されるはずの自由と平等がないがしろにされていると言えます。

よって、政府は、下記の措置を講じるよう強く求めます。

### 記

1. 普天間小学校、普天間第二小学校及び緑ヶ丘保育園の上空における米軍機の飛行を禁止し、安全確保に努めること。
2. 政府の責任において、沖縄県及び宜野湾市とも連携し、普天間第二小学校内の土壌調査の実施及びPFAS汚染特定箇所における土壌の入替えを行うこと。
3. 普天間の子どもたちを取り巻く空、水、土の安全を保障すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 木村 亮 太

〈提出先〉

内閣総理大臣

外務大臣

防衛大臣

沖縄基地負担軽減担当大臣

沖縄及び北方対策担当大臣